

【飯塚市産婦健康診査実施のお願い】 （医療機関ご担当者様へ）

平素より、母子保健事業にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。飯塚市では、令和5年4月1日より「産婦健康診査（産婦健診）」の助成を実施しております。指定医療機関以外（業務委託契約を締結していない医療機関）で産婦健診を受けられた場合には、償還払いにて対応させていただきます。産婦健診の内容は次の通りです。

お手数ですが、ご協力をお願いいたします。

【対象者】

- ・ 出産後8週を経過していないもの
- ・ 飯塚市が発行した産婦健診受診券の交付を受けているもの
- ・ 受診日において飯塚市に住民票を有するもの

【実施回数】

2回（産後2週間を目安に1回/産後1か月を目安に8週を超えない範囲で1回）

【健診内容】

- ◎問診（生活環境、授乳に関する困りごと、育児不安、精神疾患の既往等、服薬歴など）
- ◎診察（子宮復古状況、悪露、乳房の状態等）◎体重・血圧測定 ◎尿検査（蛋白・糖）
- ◎こころの健康チェック
 - Ⅰ 育児支援チェックリスト
 - Ⅱ 赤ちゃんへの気持ち（ボンディング）質問票
 - Ⅲ エジンバラ産後うつ（EPDS）質問票

※上記内容は2回とも必須です。受診の際に実施がない場合、償還払いの対象となりません。

【費用】

医療機関が定める健診費用を全額自己負担していただきます。

後日、産婦の申請に基づき、健診の自己負担額（保険診療の自己負担金を除く）と、上限額（1回5,000円）を比較して少ない方の額まで助成する償還払い対応です。

なお、お子さんの健診費用の助成はありません。

【健診の流れについて】

- ①産婦が持参される産婦健診受診券・産婦健診結果票をご確認下さい。
- ②健診を実施し、産婦健診結果票（二部複写）へ記載・親子健康手帳（母子健康手帳）のP15『出産後の母体の経過』に検査結果や健診項目を記載して下さい。
- ③健診の結果、支援が必要と判断された場合は、飯塚市へ連絡または産婦健診結果票の『市への連絡事項』への記載をお願いします（詳細はお問合せください）。
- ④産婦が健診費用を支払われたら、領収書及び明細書と産婦健診結果票（2枚目：請求用）を産婦へお渡し下さい。
- ⑤産婦健診結果票（1枚目：健診機関控用）は医療機関で保管して下さい。こころの健康チェックの質問票の返却は不要です。